

議会運営委員会

日 時 平成30年5月28日（月）午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成30年亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 5月28日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 6月 4日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要 （別添）

3 6月議会日程について 【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 6月 4日（月）正午
○一般質問順序 ①緑風会 ②共産党 ③公明党 ④新清流会
- (2) 請願書提出期限 6月 4日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限 6月12日（火）本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限 6月19日（火）委員会終了時
- (5) 討論通告期限 6月21日（木）午後4時
- (6) 市民憲章唱和 6月12日（火）9:50～ 唱和代表 齊藤議員

4 開会日（6月4日）の議事について

- (1) 議事日程

※通年議会の実施にあたり、議長冒頭あいさつ

諸報告

第1 会議録署名議員指名（福井議員、馬場議員）

第2 会期決定

第3 報告第1号、報告第2号及び第1号議案から第6号議案
（提案理由説明）

(2) 諸報告

- 予算に関する報告（3件）
- 地方自治法第180条関係（3件）
- 監査（例月、随時等）
- 理事者出席要求
- 教育委員あいさつ（2名）
- 人事異動に伴う職員紹介

(3) 会期

- 平成30年6月4日～平成31年2月4日（246日間）
- ※6月議会の期間 6月4日～6月22日（19日間）

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書【別紙No.2】

6 議場の理事者席について【別紙No.3】

7 一般質問について

- (1) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (2) 会派内質問順序 6月1日（金）までに事務局へ連絡

8 通年議会の運用について【別紙No.4】

9 審議会委員等の推薦について（依頼）

- (1) 亀岡市都市計画審議会委員
 - 依頼人数 5名
 - 任 期 平成30年9月5日～2年間
 - 現委員 並河議員、藤本議員、木曾議員、西口議員、石野議員
 - ※産業建設常任委員

10 高校生的一般質問傍聴について（予定）

○日 時 6月12日（火）午後1時30分～3時頃（予定）

○傍聴者 南丹高校生（40人程度）

※地域研究（授業）の一環として傍聴

11 平成30年9月議会の決算審査（案）について

（1）決算特別委員（21人）※議長、監査委員除く

（2）審査方法（分科会方式、事務事業評価実施）

（3）審査日程（5日間）

（4）特別委員会設置の日 6月22日

12 議会運営委員会の視察について（総括）【別紙No.5】

13 議会基本条例の検証について【別紙No.6】

（1）実施主体、実施スケジュール

14 当面の日程について

○5月29日（火）10：00～ 総務文教常任委員会

13：30～ 産業建設常任委員会

15 中学生議会について

16 その他

（1）議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、秘書広報課）

（2）エコ・オフィス推進期間（5月1日～10月31日まで）

（3）環境厚生常任委員会の活動

（4）次回の議会運営委員会 6月12日（火）本会議終了後

※正・副議長、議運正・副委員長の事前調整 6月11日（月）14：00～

平成30年6月議会日程表（案）

議会期間19日間

日	曜日	会 議 等	備 考
5/25	金	10:00 ～ 市長議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整	議案概要
26	土		
27	日		
28	月	9:30 ～ 広報広聴会議 【招集告示】 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 会派会議	議案概要、議案
29	火		
30	水		
31	木		
6/1	金		
2	土		
3	日		
4	月	10:00 ～ 【開会、諸報告、署名議員、会期決定、提案理由】 <12:00>一般質問通告期限 <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席要求、提案理由 (教育委員あいさつ、理事者紹介)
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月	13:00 ～ 市長議長議案調整 14:00 ～ 議運事前調整	追加議案の概要
12	火	【一般質問】 (本会議終了後) 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <本会議終了時 質疑通告期限>	議事日程 追加議案の概要、追加議案
13	水	【一般質問】	議事日程
14	木	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 (請願文書表)
15	金	10:00 ～ 総務文教常任委員会	
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ～ 環境厚生常任委員会	
19	火	10:00 ～ 産業建設常任委員会 <委員会終了時 意見書提出期限>	
20	水	委員会（予備日）	
21	木	10:00 ～ 市長議長議案調整（人事議案） 13:30 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会・議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案、意見書案
22	金	10:00 ～ 各常任委員会(委員長報告) 議運事前調整 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 会派会議 (午後) 【委員長報告、討論、採決、人事議案、休会】 広報広聴会議	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、議員表彰



平成30年5月23日受理

(郵送)

亀岡市議会議長 様

別紙 No.2

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申しあげます。

広島・長崎の被爆から73年を迎えました。2017年7月、国連での核兵器禁止条約の採択によって、核兵器は人類史上はじめて違法化されました。また、「平和首長会議」がパートナー団体として参加している核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)が、禁止条約採択に貢献したとして、2017年のノーベル平和賞を受賞しました。

こうした新しい変化のもとで、国際政治でも、各国でも、「核兵器のない世界」にむけて新たな動きが生まれています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. いま核兵器禁止条約の発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書(別紙・例文)を提出してください。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相をひろげることがあらためて重要になっています。原爆(写真)展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
 - (2) 住民がおこなう原爆(写真)展に後援・協賛してください。公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
 - (4) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆(写真)展開催を知らせてください。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いをこえて世界と日本にひろがっています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協力を訴えてください。

4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど海外の自治体に被爆の実相をひろげてください。
7. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善をかちとりました。しかし、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者には時間がありません。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入りません。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。

2018年5月21日

原水爆禁止国民平和大行進
京都実行委員会代表 梶川 憲

2018年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213

〔亀岡市議会議席配置図〕

H30～

別紙No.3



議事調査係長	行政委員会 委員長等	総務課長	議会事務局次長
--------	---------------	------	---------

議会事務局次長	議長 奏泰孝 <small>みなと やすたか</small>
---------	--------------------------------------

財政課長			健康福祉部 子育て支援担当部長
------	--	--	--------------------

産業観光部長	病院管理部長	まちづくり推進部 事業担当部長
--------	--------	--------------------

演壇

健康福祉部長	環境市民部長	生涯学習部長	総務部長	企画管理部長
--------	--------	--------	------	--------

教育長	教育部長	病院事業管理者	まちづくり 推進部長	上下水道部長
-----	------	---------	---------------	--------

--

会計管理室長	市長公室長	石野副市長 <small>いしの</small>	桂川市長 <small>かつらがわ</small>
--------	-------	-----------------------------	------------------------------

6 奥野正三 <small>おくの しょうぞう</small>	5 奥村泰幸 <small>おくむら やすゆき</small>	4 小川克己 <small>おがわ かつみ</small>
---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------

一問一答

--	--

3 富谷加都子 <small>とみたに かつこ</small>	2 三上 泉 <small>みかみ きよし</small>	1 酒井安紀子 <small>さかい あきこ</small>
---------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

16 小島義秀 <small>こじま よしひで</small>	15 菱田光紀 <small>ひしだ みつり</small>	14 齊藤一義 <small>さいとう かずよし</small>
---------------------------------------	--------------------------------------	--

13 福井英昭 <small>ふくい ひであき</small>	12 小松康之 <small>こまつ やすゆき</small>
---------------------------------------	---------------------------------------

11 平本英久 <small>ひらもと ひでひさ</small>	10 竹田幸生 <small>たけだ ゆきお</small>
--	--------------------------------------

9 山本由美子 <small>やまもと ゆみこ</small>	8 並河愛子 <small>なみかわ あいこ</small>	7 田中 豊 <small>たなか ゆたか</small>
---------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------

		23 石野善司 <small>いしの ぜんし</small>
--	--	--------------------------------------

22 西口純生 <small>にしぐち すみお</small>	
---------------------------------------	--

20 明田 昭 <small>あけた あきら</small>	19 木曾利廣 <small>きそ としひろ</small>
--------------------------------------	--------------------------------------

18 藤本 弘 <small>ふじもと ひろし</small>	17 馬場 隆 <small>ばば たかし</small>	
---------------------------------------	-------------------------------------	--

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

| 入口 |

通年議会における本会議の運用（議長次第）

◎ 1 日目

通年議会（新）	従来 of 議会（旧）
<p>【開議】 ご参集 ご苦労様です。 ただいまから、 <u>平成 3 0 年 亀岡市議会定例会</u>を開会しま す。 ただちに、本日の会議を開きます。</p>	<p>【開議】 ご参集 ご苦労様です。 ただいまから、 <u>平成 2 9 年 6 月 亀岡市議会定例会</u>を開会 します。 ただちに、本日の会議を開きます。</p>
<p>【会期決定】 次に、日程第 2、会期決定を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、<u>本日から平成 3 1 年 2 月 4 日までの 2 4 6 日間</u>としたいと思 いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、会期は決定されまし た。 <u>なお、6 月議会の期間は、本日から 6 月 2 2 日までの、1 9 日間</u>といたします。</p>	<p>【会期決定】 次に、日程第 2、会期決定を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、<u>本日から 6 月 2 6 日ま での 2 2 日間</u>としたいと思 いますが、ご異 議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、会期は決定されまし た。</p>
<p>【閉議】 以上で、本日の日程は終了しました。 次の本会議は、6 月〇〇日午前 1 0 時に再 開して、一般質問を行います。 本日は、これで散会します。 ご苦労様でした。 (変更なし)</p>	<p>【閉議】 以上で、本日の日程は終了しました。 次の本会議は、6 月〇〇日午前 1 0 時に再 開して、一般質問を行います。 本日は、これで散会します。 ご苦労様でした。 (変更なし)</p>

平成30年4月 日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

議会運営委員会委員長 福井 英昭

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成30年4月16日(月)・17日(火)
- 2 派遣場所 愛知県岩倉市議会及び三重県鳥羽市議会
- 3 事 件 岩倉市議会
議会の活性化について
情報公開No.1を目指す取組み、議会基本条例の検証等
鳥羽市議会
議会の活性化について
通年会期の採用、TOBAミライトーク、IT化の推進等
- 4 視察者 (派遣委員) 福井英昭、平本英久、小川克己、田中豊、齊藤一義、
藤本弘、木曾利廣、西口純生
(派遣議員) 湊泰孝議長、小松康之副議長
(事務局随行) 片岡事務局長、鈴木議事調査係長
- 5 概 要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

岩倉市議会（平成30年4月16日（月）13:00～14:45）

議会の活性化について

情報公開No.1を目指す取組み、議会基本条例の検証等

1 視察の目的

岩倉市議会は、平成23年5月に制定した議会基本条例を礎に、情報公開No.1を目指すことを掲げ、議会活性化に取り組まれてきた。特に、議会報告会や市民と意見交換を行うふれあいトーク、災害発生時等の活動要綱の制定、傍聴規則の改正などに積極的に取り組まれており参考にする。

2 施策等の概要（主な項目）

○議会基本条例の検証について

<経過>

- ・岩倉市議会基本条例の規定に基づき、平成23年度から検証を開始した。
- *岩倉市議会基本条例第27条「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証する。」

<内容>

- ・検証は毎年、条項ごとに議会基本条例推進協議会において実施している。
- ・検証により「今後の課題」とした項目については、別途継続的に検討している。

○ふれあいトークについて

<経過>

- ・市民との意見交換の充実については、議会基本条例の制定に伴い「ふれあいトーク」として実施することとした。
- *岩倉市議会基本条例第10条第4項「議会は市民等との意見交換の場を設けるものとする。」

<内容>

- ・ふれあいトーク（意見交換会）は、市民活動団体や自治会、若者等と意見交換を実施している。より多くの市民と意見交換できるよう努められ、様々なパターンを設定されている。

（実施例）

(1) ふれあいトーク（議会報告会）

→議会での審議状況等を報告する。

(2) ふれあいトーク（意見交換会）

→市民活動団体や自治会を対象に実施。その他、市内に多く居住する外国人の子育て世帯を対象とする「お団子トーク」も実施している。

(3) ふれあいトーク（模擬議会）

→若者とおむすびトークとして実施している。

○議会基本条例を礎にした取組みについて

<経過>

- ・岩倉市議会では議会改革特別委員会において、基本条例に基づく自主的な改革に努められてきた。平成24年3月に政治倫理条例及び災害発生時等の活動要綱を制定。平成26年6月に傍聴規則の全部改正を実施された。

<内容>

- ・議会への関心を高めるため傍聴規則を改正し、傍聴者の事前手続きの廃止及び写真・動画撮影を自由にした。
- *岩倉市議会傍聴規則第4条「会議を傍聴しようとする者は、傍聴に関する一切の手続きを必要としないものとする。」
- *同第6条「傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、動画撮影及び録音をすることができる。」

3 委員の意見等・考察

○議会基本条例の検証について

- ・検証シートを用いて取組みの進捗を検証することは参考になった。
- ・毎年検証する必要があるのかは疑問である。必要に応じて検証することにより。

○議会ふれあいトークについて

- ・お団子トークや市民団体が窓口になり意見交換会を実施する方法は参考になり、岩倉市議会が意見交換に重点をおいていることがうかがえた。
- ・市民団体がファシリテーターとなり意見交換を行っている。若い人たちに議会や政治に関心を持っていただくには、ワークショップ形式で行うことを考えていきたいと思う。
- ・一方的な議会報告では参加者が減少していく。亀岡市議会でも実施しているように、テーマを

決めて参加者の意見等をしっかり聞くことが大切である。その上で、問題意識を共有し、どうしていけばよいか意見交換することが必要である。

○議会基本条例を礎にした取組みについて

・多くの方に議会に関心を持ってもらい、議場に来ていただくために、傍聴者の事前手続きの廃止や写真・動画撮影を自由にするための取組みは参考になった。

・情報公開No.1を目指す取組みとして、平成28年度から政務活動費（議員1人当たり18万円/年）の収支報告を、ホームページで公開しているが、本市議会でも早く実施すべきである。

・情報公開することは大切だが、何でも公開すればよいものではない。

○その他

・災害発生時の活動要綱を考えてはどうか。

・議会での一般質問を市議会だよりに1人1ページで掲載されており参考となったが、逆に多くを割きすぎているのではないか、との見解もある。

鳥羽市議会（平成30年4月17日（火）10:00~12:00）

議会の活性化について

通年会期の採用、TOBAミライトーク、IT化の推進等

1 視 察 の 目 的

鳥羽市議会は、地方自治法に基づく通年会期による議会運営や議会報告会・TOBAミライトーク等による広報・広聴活動、また、ソーシャルメディアやタブレット端末の活用等幅広い議会活性化に努められている。全国においても、特に議会の機能強化において高い評価を得られており、各種取組みを参考にする。

2 施 策 等 の 概 要

○通年会期について

<経過>

・平成24年9月に地方自治法が改正され「通年の会期」が規定された後、全員協議会、議会運営委員会、議会改革推進特別委員会で協議を開始した。計10回の会議において議論を重ね、平成26年3月定例会で、通年会期等に関する条例を制定し、同年5月1日から通年会期制をスタートした。

<内容>

- ・鳥羽市議会では、会期を5月1日から翌年4月30日までとしている。
- ・審議期間に余裕を持たせることができ、常任委員会の所管事務調査を活用しやすくなる等の効果があるとされている。
- ・本市議会においては、鳥羽市議会で導入されている地方自治法第102条の2に基づく「通年の会期」ではなく、平成30年6月から定例会条例等を改正して実施する「通年議会」を導入する予定としている。

○TOBAミライトークについて

<経過>

- ・平成19年に議会改革推進特別委員会を組織し、議会基本条例の制定及びTOBAミライトークの前身となる議会報告会について議論を開始した。
- ・議会基本条例に規定した後に議会報告会を実施する予定としていたが、基本条例の検討をしている最中に議会報告会を実施する気運が高まったため、条例制定に先行して平成21年10月に議会報告会を初めて開催した。(議会基本条例は平成22年10月制定)
- ・市民からの要望により、市内各地域を細かく回ることとし、平成22年に36カ所、平成23年には37カ所で開催した。
- ・平成22年度には市民の参加者数は最多の852人となったが、その後、参加者の固定化等により参加者数が減少し、平成27年度に議会報告会を1年間休止し、議会報告会自体のあり方を議論した。
- ・平成28年に広報広聴委員会(協議等の場として会議規則に規定)を設置し、新たな議会報告会について引き続き検討。同年9月にTOBAミライトークを試行実施した。
- ・平成28年11月にTOBAミライトークとして正式に運用を開始した。

<内容>

- ・議会報告会を実施していた際に、執行機関が回答すべき質問が多数あったことを踏まえ、TOBAミライトークの主な目的は「地域課題の共有」としている。
- ・対象は5人以上の市民団体(グループ)とし、議会報告は行わず、テーマに沿った意見交換のみ実施している。
- ・手法は、原則としてグループディスカッション方式を採用している。模造紙・付箋等を利用

し議論の可視化に努められている。また、常に実施体制等を見直すこととしている。

(TOBAミライトークの実施事例)

- ・成人式実行委員会、老人クラブ連合会、介護保険サービス事業者、高等専門学校等。

○ソーシャルメディア利用について

<経過>

- ・Twitter、USTREAM（平成22年～）、YouTube（平成24年～）
Facebook（平成27年～）を利用開始。

<内容>

- ・発信内容は会議日程や議決結果、本会議、常任委員会の様子等。
- ・事務局による発信としているが、決裁はとらずに運用している。

○タブレット端末の利用について

<経過>

- ・平成23年に無線LANを議会フロアで整備し、議会費でノートパソコン、iPadを購入した。これらは備品であるため、当初は持出しを禁じていたが、個人で所持するのが便利との意見により、他団体の調査を開始した。
- ・調査の結果、政務調査費（当時）で議員個人が契約し、全議員がiPadを所持している議会があったため、この方式を採用し、平成24年に全議員が契約した。

<内容>

- ・議会組織内でのグループウェアソフトによるスケジュールの共有が可能となる。
- ・iPadは政務活動以外にも使用できることから、通信費については政務活動費と私費で2分の1ずつ負担している。
- ・ペーパーレス化や郵送代削減に一部寄与している。
- ・iPadの議席への持ち込みについては、平成24年に「本会議、委員会、その他全ての会議におけるパソコン、タブレット端末の持ち込みは、審議に関係のある事項に限り使用することができる。」と申合せに規定した。これにより許可を要することなく、全ての会議での使用が可能となった。

○議場パネルの使用について

<経過>

- ・平成24年にパネル取扱い要領を制定した。また、議場内にモニターを2台設置し、iPadやパソコン画面の表示ができるようにし、一般質問に活用することとした。

<内容>

- ・パネルを使用する議員は、使用する前日までに議長に資料を提出し、パネルを使用する会議前にiPad等を接続・設定する。操作は議員自らが行い、会議は言論主義であることから、写真等の説明については口頭で詳細に行うこととしている。

○その他

- ・議会運営上において、会派制を採らないことを申し合わせている。
- ・正副議長の立候補時の立会演説をインターネットで配信している。

3 委員の意見等・考察

○通年会期について

- ・災害等の場合、速やかに会議を開くなどの対応が可能となっている。

○TOBAミライトークについて

- ・本市議会でも市議会だよりやSNSでの発信を工夫し、わがまちトーク（自治会版・各種団体版）の充実に努めたい。また、わがまちトークの主旨を確認し、名称変更を考えてもよいのではないか。
- ・議会報告会や市民との意見交換会ほどの議会でも課題となっている。
- ・県内の大学へワークショップの手法について議員が講習を受け、取入れ実施されている。今後、研究が必要だと考える。

○タブレット端末の利用について

- ・鳥羽市議会ではペーパーレス化を目的としていない。ある程度は紙資源の節約になると考える。
- ・時代の流れであり、実施されていくものだと考える。

○パネルの使用について

- ・本市議会においてもこのようなシステムを使用した方がよいと考える。

○その他

- ・災害発生時の活動要綱を定めており、その必要性を感じた。
- ・市庁舎に市議会への市民アンケートを置いていたので、実施してはどうか。

・予算・決算常任委員会を導入しており、本市議会でも早急に対応すべきである。

議会基本条例の検証及び見直しについて

亀岡市議会基本条例

第8章 最高規範性及び検証等

(条例の検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (平26条例28・全改)

亀岡市議会基本条例運用基準

17 条例の検証及び見直し

条例第24条の規定による定期的な検証の機会は、2年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。

1 検証・見直しの方法等について

(1) 実施主体・実施期間

議会運営委員会・平成30年6月～平成30年12月

(2) 検証の方法・進め方

①検証は、条項ごとに関連する具体的方策(取組事項)、現状の課題等を確認したうえで、次の3段階により、各条項の目的達成状況を評価する。

[A達成(概ね8割以上)・B一部達成(5割程度)・C未達成(3割以下)]

※評価になじまない章・項目は評価対象外とする。

なお、適切かつ効率的な検証に資するよう、事前に各会派(会派に属さない議員)及び事務局により各条項に関する課題等の抽出を行い、それらの意見を踏まえた中で検証(評価)を行う。

②評価結果がB・Cとなった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。

[継続して取り組む・新たな取り組みを検討・条項を改正する・その他]

(3) 条例の見直し・新たな取り組みの検討について

①上記(2)②により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、平成30年12月定例会までに条例改正を提案する。

②新たな取り組みを検討する必要があると判断された場合は、検討項目として、その検討を行う。

③会議規則等関係例規、運用基準及び申合わせ等の整理を行う。

2 スケジュール（案）

時期	内容
定例会 招集告示日 (5/28)	○実施主体・検証方法・今後の進め方について協議 ○検証項目一覧の配付・各会派（会派に属さない議員含む）に課題事項等の抽出依頼 (6/22までに提出)
6月議会 一般質問 (6/12)	○課題事項等の抽出状況、今後のスケジュール等の確認 (次回以降の開催日決定)
6月議会 休会日 (6/22)	○各会派（会派に属さない議員含む）から課題事項等の提出、整理
6月下旬	○検証項目一覧に基づき評価 ・第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条） ・第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3） ・第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）
7月	○検証項目一覧に基づき評価 ・第6章 議会の運営（第13条―第18条） ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条―第22条） ・第8章 最高規範性と見直し手続（第23条・第24条）
8月	○検証結果に基づき評価 ・第1章 総則（第1条・第2条） ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条） ○条例改正・今後の方向性の検討
9月議会	○検証結果一覧の確認 (全議員に配付、会派の意見集約)
10月	○条例改正・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
11月	○条例改正・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
12月議会	○条例改正案骨子の確認 ○発議者・提案理由説明の協議 [本会議] 議案提案・提案理由説明・議案採決

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性						
第1章	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	* 各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派(会派に属さない議員含む)で取り上げてください。 (6月議会最終日までに提出してください)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	* この欄は記入いただく必要はありません。 ↓						
	総則	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。(H26一部改正) 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。					<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他				
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。 (4) 市政への市民参加を推進すること。 (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。(H26一部改正)	第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他						
		第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。					【運用基準2】会派の役割を明確化		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
		第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。									<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名: 】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第3章 市民参加及び市民との連携 市民と議会の関係	第6条	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。(H28追加)	【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態 ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓	
		2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。(H28追加)					
		議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準3】傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12~) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開(H23.9~) ・議会だよりの充実(H24.4~16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6~) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9~) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4~) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29) (※第16条にも記載)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) ※ただし、京都スタジアム(仮称)検討特別委員会において、専門家会議座長、京都府職員を招致し、協議会形式で調査を実施 (H28:1回、H29:3回)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。(H26一部改正)	【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) H27:5回、H28:2回、H29:5回		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。(H26追加)	・意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載) ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等) ・定数、報酬のバブコメ実施等(H26) ・子ども議会、高校生議会を実施(H27、H28) ※H30は中学生議会を実施		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第4章	議会と市長等の関係	第7条	<p>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。(H26全改)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催(H22.11～H25.11) 各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催(H25.5～H28.2) 3月、9月定例会後に議会報告会を開催(H28.4～H29.10) 所管委員会での意見対応(分類) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会のあり方を検討 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>*この欄は記入いただく必要はありません。</p> <p>↓</p> </div>
			<p>2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。(H26追加)</p>	<p>【運用基準5】意見交換会の実施フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の意見交換会の開催 H26:1回(商業協同組合) H27:2回(NPO子育てネットワーク、観光協会) H28:1回(商店街連盟) H29:2回(体験型子ども食堂、商工業団体) わがまちトーク(テーマ別)の開催 H26:2回(放課後児童会、議会の広報広聴) H27:1回(NPO団体) わがまちトーク(自治会版)の開催 H28:5回、H29:4回 わがまちトーク(各種団体版)の開催 H29:1回(成人式実行委員会) 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第4章	議会と市長等の関係	第8条	<p>議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p>				
			<p>(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。(H26一部改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問通告書様式変更(具体化)(H24.6～) 一問一答制の導入(個人質問) 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			<p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(H23一部改正)</p>	<p>【運用基準6】反問権の拡大(制限の撤廃)により、目的・手続きを明確化</p>	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第4章	議会と市長等の関係	第9条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>			<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 決算「主要施策報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> 予算審査時の提出資料等について検討 	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名：】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性		
関係	政策執行に対する評価	第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応	・ 予算・決算審査方法の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓		
	文書による質問	第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。(H24追加、H28・H30一部改正)	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・ 通年議会実施にあわせ改正(H30) H24:2回、H25:2回、H26:1回、H27:2回				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。(H26追加)	【運用基準11】決議(附帯決議)・請願への対応義務付け(条例改正で追加) H28:1回(請願:私立幼稚園就園補助金)				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・ 議決事項追加(H22) → 総合計画の基本構想及び基本計画 (H28特別委員会設置による審査を実施)	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
	調査機関の設置	第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	定例会の回数及び会期	第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・ 常任委員会審査の原則別日開催 ・ 通年議会の導入(H30)	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名: 】

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章 議会の運営	議員間の自由討議	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> *この欄は記入いただく必要はありません。 ↓ </div>	
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。(H26一部改正)	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法を明確化(H28)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		
		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。(〃)	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	委員会 の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		広報 広聴の 充実	第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。(H26全改)	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外
	議員 研修の 充実		第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会 事務局	第18条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。(H26全改)			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。(H26追加)			<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員 の政治 倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月12日

【会派名：】

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。 ↓
		2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正)				
2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)			・政務活動費運用基準に沿った運用	・政務活動費の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。			【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	最高規範性及び検証等	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H28.6~12(任期中間年に実施))	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	